農林中央金庫

# 投融資における環境・社会への配慮にかかる取組方針

## 1. 本取組方針の位置付け

■ 本取組方針は、環境課題の解決や人権尊重にかかる当金庫の基本方針である「環境方針」・「人権方針」に基づき、当金庫の投融資における環境・社会への配慮に関する方針を定めるものです。

## 2. 本取組方針の対象取引

■ 本取組方針は、当金庫がお客さまに対して行う全ての投融資に適用します。

## 3. 本取組方針の内容

■ 当金庫は、環境・社会に対する影響の重大性や性質を考慮のうえ、以下のとおり、「投融資を禁止する事業」および「投融資に際して特に留意が必要な事業」を定め、それぞれ「セクター横断的な項目」と「特定セクターにかかる項目」に分けて本取組方針の内容を整理しています。当金庫は「投融資を禁止する事業」への投融資は行いません。「投融資に際して特に留意が必要な事業」への投融資検討時には、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、必要に応じて当金庫経営レベルでの協議を経て、慎重に投融資判断を行います。

### (1) 投融資を禁止する事業

A. セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性が高いことから、投融資を行いません。

- ユネスコ指定の世界遺産へ負の影響を及ぼす事業
- ラムサール条約指定湿地へ負の影響を及ぼす事業
- 児童労働、強制労働、人身取引を行っている事業

B. 特定セクターにかかる項目

(A) クラスター弾製造

クラスター弾は、一般市民に甚大な被害を与えるものであり、非人道的な武器として国際社会から認知されています。かかる認識のもと、クラスター弾製造企業に対する投融資は行いません。

## (2) 投融資に際して特に留意が必要な事業

A.　セクター横断的な項目

以下に該当する事業は、環境・社会に重大な負の影響を与える可能性があることから、投融資を検討する際は、お客さまの環境・社会課題への対応、配慮の状況を確認し、慎重に投融資判断を行います。

- 保護価値の高い地域（IUCN カテゴリーⅠ～Ⅳ）へ負の影響を及ぼす事業
- 先住民族の地域社会へ負の影響を及ぼす事業
- 非自発的住民移転に繋がる土地収用を伴う事業
- 紛争地域における人権への負の影響に関与している事業

B.　特定セクターにかかる項目

(A) 石炭火力発電

石炭火力発電は、発電に際して、他の発電方式に比べて温室効果ガスを多く排出する等により、環境・社会に負の影響を与えるリスクがあります。かかる認識のもと、石炭火力発電事業を主たる事業とする企業のうち、当金庫と投融資等の既存の取引が無い企業に対する投融資は原則として行いません。また、石炭火力発電所の新規建設・既存発電所の拡張への投融資は、災害等非常事態に対応を要する場合を除き、原則として行いません。なお、温室効果ガスの排出削減につながる二酸化炭素回収・貯留技術（CCS）など、脱炭素社会への移行に貢献する技術、取組みについては引き続き支援します。

(B) 石炭採掘

石炭採掘については、低炭素社会への移行に伴う石炭の座礁資産化リスクが想定されるほか、適切に管理されない場合、炭鉱事故による労働災害の発生、採鉱くずによる水系（河川および海洋）の汚染、生態系の破壊等、環境・社会に負の影響をおよぼしうるリスクがあります。また、先住民族やコミュニティの権利侵害や健康問題への影響、強制労働・児童労働といった人権問題への配慮等が重要となることを認識しています。かかる認識のもと、石炭採掘事業を行うお客さまへの投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、一般炭採掘事業およびそれに紐付くインフラ開発事業を主たる事業とする企業のうち、当金庫と投融資等の既存の取引が無い企業に対する投融資は原則として行いません。加えて、自然環境への負荷が大きい Mountain Top Removal（MTR：山頂除去採掘）方式（露天掘りの一種）で行う米国アパラチア地域での石炭採掘事業、一般炭の石炭採掘事業、および一般炭採掘事業に紐付くインフラの新規開発・拡張事業への投融資は行いません。

(C) 石油・ガス

石油・ガス採掘やパイプライン敷設は、石油・ガス流出事故による海洋・河川の汚染ならびに先住民族やコミュニティの権利の侵害等により、環境・社会に負の影響を与えるリスクがあります。特に、北極圏（北緯 66 度 33 分以北の地域）での石油・ガス採掘事業は、生態系破壊や石油・ガス流出事故による海洋汚染リスクが懸念される他、希少生物の保護や先住民族の生活に配慮が必要な地域における事業であります。また、オイルサンドの開発・生産時には水質汚染のリスクがあることや大量の温水や蒸気の利用に伴い温室効果ガスが発生すること、シェールオイル・ガス開発では水圧破砕法（フラクチャリング）の使用による大量の水利用、化学物質の注入に伴う地下水の汚染等、開発に伴う環境負荷が大きく、先住民族やコミュニティの権利の侵害等のリスクがあることを認識しています。かかる認識のもと、石油・ガス採掘やパイプライン敷設事業を対象にした投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認した上で重大な負の影響を回避するよう適切な投融資の判断を行います。

(D)　大規模水力発電

大規模ダム[1] は、気候変動による自然災害へのレジリエンス強化（治水対応）や食糧生産による農業用水等（利水対応）の社会インフラとして貢献し、また再生可能エネルギーとしてクリーンなエネルギー供給に資する一方で、ダム建設に際し、河川流域の生物多様性への影響や、住民移転の発生による先住民族やコミュニティの権利の侵害等のリスクがあることを認識しています。

かかる認識のもと、大規模水力発電事業を対象にした投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認した上で重大な負の影響を回避するよう適切な投融資の判断を行います。また、お客さまに対し Hydropower Sustainability Assessment Protocol に基づく環境・社会アセスメントを推奨します。

(E) 木質バイオマス発電

木質バイオマス発電は、再生可能エネルギーとして脱炭素社会への移行に資するクリーンなエネルギーと認識されています。また、地産地消型の場合は、地域の森林管理の促進や雇用創出など地域発展にも繋がる可能性もあります。

その一方で、一部の事業において、天然林伐採や森林破壊により生態系・生物多様性毀損や先住民族・コミュニティへの権利侵害発生のリスク、 ライフサイクル全体での温室効果ガスの排出量増加リスクを考慮する重要性も認識しています。

かかる認識のもと、木質バイオマス発電事業[2]の新設及び拡張案件に対しては使用燃料の持続可能性、ライフサイクル GHG 排出量への考慮などお客さまの環境・社会配慮の

[1] ダム壁の高さが 15 メートル以上かつ出力 30MW 以上の新規の水力発電所のダム建設。

[2] 木質バイオマス発電事業とは木質バイオマス専焼のみならず、混焼も含む

実施状況を確認した上で重大な負の影響を回避するよう適切な投融資の判断を行います。

(F) パーム油

パーム油は、チョコレート、マーガリン、スナック菓子、石鹸などの多様な消費財に利用され、人々の生活に欠かせない重要な原料となっています。その一方で、パームヤシのプランテーション開発に伴い、先住民族の土地権を巡る紛争問題や泥炭地の開発、熱帯雨林の伐採・野焼きによる森林火災および煙害（ヘイズ)、生物多様性の毀損などの環境問題のほか、児童労働や低賃金労働といった人権問題が起こり得ることを認識しています。かかる認識のもと、パーム油生産のためのプランテーション・搾油事業を行うお客さまへの投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認します。また、上記のパーム油事業に対して投融資を行う際には、お客さまに対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、RSPO（Roundtable on Sustainable Palm Oil）の認証取得を確認します。加えて、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC： Free, Prior and Informed Consent）の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE: No Deforestation, No　Peat and No Exploitation）を遵守する旨の公表を求めます。RSPO の認証未取得、FPIC の尊重や NDPE を遵守する旨を公表していない場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(G) 森林

森林は、二酸化炭素の吸収・貯蔵を通じて地球温暖化の緩和に重要な役割を果たすとともに、生物多様性の保全に寄与する貴重な資源です。森林破壊はあらゆる環境に対して多大な負の影響を及ぼします。かかる認識のもと、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認し、環境保全への貢献に寄与することを目指します。また、森林伐採事業を新興国において行うお客さまに投融資を行う際には、お客さまに対し、資金使途に関する当金庫の取組方針との適合性、国際的に認められている認証（FSC（Forest Stewardship Council)、PEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification)）の取得を確認します。加えて、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC： Free, Prior and Informed Consent）の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE: No Deforestation, No Peat and No Exploitation）を遵守する旨の公表を求めます。FSC、PEFC の認証未取得、FPIC の尊重や NDPE を遵守する旨を公表していない場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(H)　大規模農園

大規模農園事業[3] の開発・操業にあたっては、天然林の伐採・焼き払いによる森林破壊や生物多様性の毀損等の環境問題、先住民族の権利侵害や児童労働等の人権問題が起こり得ることを認識しています。かかる認識のもと、大規模農園事業を対象にした投融資を検討する際、当金庫はお客さまの環境・社会配慮の実施状況を確認した上で重大な負の影響を回避するよう適切な投融資の判断を行います。また、当該セクターの取引先については、地域住民等への「自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意」（FPIC： Free, Prior and Informed Consent）の尊重や「森林破壊ゼロ、泥炭地開発ゼロ、搾取ゼロ」（NDPE: No Deforestation, No　Peat and No Exploitation）を遵守する旨の公表を求めます。FPIC の尊重や NDPE を遵守する旨を公表していない場合には、取得にかかる行動計画などの確認を行います。

(I) 非人道兵器

民間人に無差別かつ甚大な影響を与える核兵器、生物・化学兵器、対人地雷は、クラスター弾と同様に人道上無視できないリスクを抱えていると国際社会から認知されています。かかる認識のもと、核兵器、生物・化学兵器、対人地雷の製造を資金使途とする投融資は行いません。

## 4. 本取組方針の見直し

■ 当金庫は、本取組方針の運用状況と環境・社会課題への取組みをめぐる国内外の動向を踏まえ、本取組方針の内容の適切性および十分性について、経営会議等で定期的にレビューを行い、必要に応じて本取組方針の見直しと運用の高度化を図ります。

## 5. 教育研修

■ 当金庫では、役職員の環境・社会課題にかかる知識向上や、「環境方針」・「人権方針」および本取組方針の理解深耕を目的として、全役職員を対象とする教育研修を継続的に実施するとともに、役職員が本取組方針に関連する規程・手続を遵守することを周知徹底しています。

## 6. ステークホルダー・コミュニケーション

■ 当金庫は、本取組方針で取扱う環境・社会課題を含む、サステナブルに関する多様なテーマについて、ステークホルダーと継続的に対話を実施しています。こうした取組みは、当金庫が対応すべき環境・社会課題の適時適切な把握に寄与し、本取組方針をより実効性の高い内容とするための見直しを検討する際に役立つと考えています。

---

[3] 1 万 ha 以上を対象とし、大豆等の穀物、カカオ・コーヒー等の果樹の栽培や、放牧地としての利用等を目的とした事業を含みます。

■　こうしたステークホルダーとの継続的な対話を踏まえ、当金庫の投融資における環境・社会への配慮に関する取組方針の他に、お客さまが抱える課題にかかるソリューション提供・支援について取り組んでおります。

（2025 年 4 月 1 日より適用）